

産前産後期間相当分（4ヶ月分）の国民健康保険料が減額されます！

対象となる方

- 令和5年11月、12月に産出した国民健康保険被保険者の方。
- 令和6年1月以降に産出予定の（又は産出した）国民健康保険被保険者の方。
※ 妊娠85日（4ヶ月）以上の産出が対象です（死産、流産、早産及び人工妊娠中絶も含みます）。

国民健康保険料の減額方法

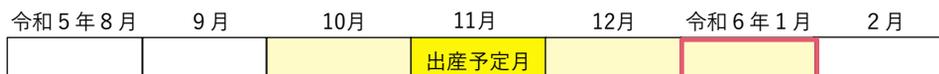
- その年度に納める保険料の所得割額と均等割額について、産出予定月（又は産出月）の前月から4か月相当分が、年額から減額されます。産前産後期間の保険料が0になるとは限りません。



※ 多胎妊娠の場合は産出予定月（又は産出月）の3ヶ月前から6ヶ月相当分が減額されます。

※ 保険料が限度額に達している場合は、減額後も保険料が変わらない場合があります。

- 令和5年度においては、産前産後期間のうち令和6年1月以降の期間の分だけ、保険料が減額されます。



※ 令和5年11月に産出した場合、令和6年1月相当分の保険料が減額されます。

令和6年1月より前の期間については減額の対象とはなりません。

- 保険料が減額された場合、払いすぎになった保険料は還付されます。



届出期間

- 令和6年1月4日（木）より受付を開始します。
- 産出予定日の6ヶ月前から届出が可能です。産後の届出も可能です。
- 豊島区の産出一時金制度を利用する場合、届出不要です。産後、自動的に保険料を減額します。

届出に必要な書類

- ① 届書
- ② 母子健康手帳など（※）

※ 「産出予定日（産後の場合は産出日）」 「単胎妊娠及び多胎妊娠の別」を確認します。

届出先・お問い合わせ

【窓口届出】 豊島区役所 3階9番窓口 国民健康保険課

【郵送届出】 〒171-8422 豊島区南池袋2-45-1 豊島区 国民健康保険課 資格・保険料グループ 宛

【お問い合わせ】 豊島区 国民健康保険課 資格・保険料グループ ☎03-4566-2377